

(事務連絡)
令和2年5月1日

学校園長 各位

赤穂市立学校給食センター

令和2年度学校給食費の徴収等について

平素は、当センターの運営に対しまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、市内学校園の臨時休業を令和2年5月31日まで延長することが決定され、学校給食につきましても開始を延期しました。

臨時休業の延長に伴い、夏休みの縮小も含めて授業計画を検討されると存じますが、可能な限り学校給食の対応をしたいと考えております。

つきましては、令和2年5月以降の学校給食費等について、下記のとおり取り扱いますので、貴校園職員にご周知いただくとともに、保護者等への連絡方、よろしくお願いたします。

記

1. 学校給食センターの稼働計画

令和2年7月・8月に振替授業日が設定された場合は、それにあわせて学校給食を実施します。ただし、施設整備工事、衛生管理、車輛点検等にかかる期間を確保する必要がありますので、全日程での対応ができない点、ご理解をお願いいたします。

2. 学校給食費の徴収

- (1) 令和2年5月分は徴収しません。
- (2) 給食実施計画、年間徴収額等を見込み、令和2年8月分を徴収させていただきます。

給食費口座振替日 8月 7日(金)

再振替日 8月25日(火)

なお、今回の事由にかかる還付金については、所要額を精査の上、年度末に精算させていただきます。ご理解、ご協力をお願いいたします。

赤穂市立学校給食センター
(担当：山谷、橋本)
TEL 0791-48-7151
FAX 0791-48-1540

令和2年5月1日

保護者 各位

赤穂市立学校給食センター

学校給食費の徴収等について

平素は、当センターの運営に対しまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、市内学校園の臨時休業を令和2年5月31日まで延長することが決定され、学校給食につきましても開始を延期しました。

臨時休業の延長に伴い夏休み期間中に振替授業日が設定された場合は、それにあわせて学校給食を実施したいと考えておりますが、設備の法定点検、衛生環境の整備など所要の期間を確保する必要があるため、全日程での対応ができないことをご理解賜りますようお願いいたします。

なお、学校給食費の徴収等については下記のとおりとさせていただきますので、重ねてご理解、ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 学校給食日

令和2年7月・8月に振替授業日が設定された場合の学校給食については、学校給食だよりにてお知らせいたします。

2. 学校給食費の徴収

(1) 令和2年5月分は徴収しません。

(2) 年間徴収額を見込み、令和2年8月分を徴収させていただきます。

給食費口座振替日 8月 7日(金)

再振替日 8月25日(火)

なお、今回の事由にかかる還付金については、所要額を精査の上、年度末に精算させていただきます。ご了承ください。

赤穂市立学校給食センター

TEL 0791-48-7151

FAX 0791-48-1540